

農業委員会だより



横手市

横手市農業委員会ホームページ
<http://www.city.yokote.lg.jp/>
横手市ホームページ「各課別で探す」から
「農業委員会事務局」でご覧ください。



話し合いで、経営の合理化を図っていきます

7月7日、小麦の刈り取りに追われる集落営農組織「一の坂生産組合」（横手市杉沢）を訪問しました。

組合の代表者は山田松太郎さん。昨年5月に組合を設立し、現在、構成員は37名。この日は、本年導入した麦コンバインにより刈り取りをしている真っ最中。山田さんは、「設立時から色々なことがありましたが、何とかやって来られました。経営地が大きく集積の課題もありますが、何よりも構成員による話し合いが大切です。これからもお互いが十分に話し合って頑張っていきたいです」と意欲を見せっていました。

目次

集落営農情報 担い手のために、支援事業を展開中…	2
経営実態で判断 納税猶予制度……………	3
農業委員会活動日誌……………	3
経営を拡大したい方、安心して任せたい方は	
農地流動化事業で……………	4
特集 食育を考える……………	5
農年で備えよう 豊かな老後に……………	6
こんな時は、農業委員にお気軽にご相談ください！…	6
編集後記……………	6

Contents

集落営農情報

II 担い手のために、
支援事業を展開中 II

品目横断的経営安定対策では、国・県・市・JA等が一体となり、担い手の確保と育成を目指し、対策に取り組んでいます。

市では、平成17年12月に設立された「横手市地域担い手育成総合支援協議会」において、農業者の皆さんへ様々な情報を提供してまいりました。本年4月からは、これまで以上に担い手支援を充実させるため、新たに「横手市担い手アクションサポートチーム」を設置し、様々な情報提供活動を行っておりました。

「集落営農を組織化したけれど、その後のことなどを教えてもらいたい」「対策の内容が分からぬ」「対策への加入方法は?」「認定農業者への支援策は?」

など、農業者の皆さんから質問や要望が日々、寄せられています。こうしたことからも、この対策への理解を深めていたため、1年を通じて各種支援事業を行っておりますので、積極的にご活用ください。

個別の相談に応じます

ワンストップ支援センターを開設

担い手からの相談を受け付け、それぞれ個別の経営状況に応じた支援・指導を一元的に実施するため、「ワンストップ支援センター」を常時開設しています。

相談場所

産業経済部農政課（増田庁舎内）

活動内容

担い手の総合的な相談・指導
担い手への情報提供活動

「横手塾」を開設

集落営農組織等を対象に、組織運営の手法や経理、法人設立に向けた研修を行う「横手塾」を開設しました。

担い手の皆さんに役立つ情報をタイムリーに提供してまいりますので、是非ともご活用ください。

対象

集落営農組織などの「代表者並びに会計担当者」

開催場所

平鹿生涯学習センター（平鹿地域）

2日間に渡り開催します。なお、参加人員の関係から対象地域を次のとおり分けます。

1日目

横手、増田、十文字、山内、大雄地域が対象

2日目

平鹿、雄物川、大森地域が対象

第1部
「法人経営で儲かる農業を実践しよう②」
講師 県農林水産技術センター
第2部
「農業生産法人の設立手順と留意事項①」
講師 税理士

既に7月から開設しており、来年2月までの期間、開催されます。参加される方は、筆記用具と電卓をご持参ください。

■10月（2日間）

「集落営農組織経理に関する相談会」
米の仮渡金の取り扱いと経理

講師 JA担当者

第1部

「集落営農組織の複式簿記入門②」

講師 税理士

■12月（2日間）

「農業生産法人の設立手順と留意事項②」
講師 税理士
参加費は無料です。
参加費は無料です。
留意事項②

参加料

参加を希望される方は、事前に協議会の事務局（産業経済部農政課）まで、ご連絡ください。

「法人経営で儲かる農業を実践しよう①」
講師 県農林水産技術センター
(増田庁舎内)

第2部

「集落営農組織の決算について」
講師 税理士

電話 (45) 5522
FAX (45) 5562

経営実態で判断

納税猶予制度

集落営農の組織化が進む一方、生前一括贈与の納税猶予が構成員の関心となっています。

横手市地域担い手育成総合支援協議会においても、関係機関で協議し、集落営農組織を対象に納税猶予制度に関する勉強会を開催してきました。また、農林水産省からも国税庁との間で取り合わせられたことについて、確認されています。

納税猶予適用者である農業者が、安心して対策に参加し、農業経営ができますよう、納税猶予制度における基本的な事項をお知らせいたします。

○共同作業が集落営農組織の原則

構成員の方と集落営農組織の間では、通常、組織が定めた規約等に基づき、何らかの作業受託・分担関係が成立しています。具体的には、オペレーター等組織の主たる従事者が、田植え、収穫作業等の主な基幹作業を専ら行い、その他の構成員が水管理や除草等の作業を行なうという形です。納税猶予適用者が集落営農組織へ参加した場合でも、このような形で納税猶予適用農地に係る主な基幹作業を委託し、「農業に営んでいる」と判断されれば、それ以外の作業を自ら行なうなど「実質的に農業に営んでいる」という感覚は危険で、納税猶予が打ち切られる場合があります。

○経理の一元化

集落営農組織は経理の一元化が基本ですから、当然、農産物の販売名義は組織名義となり、構成員の販売名義は存在しないことはありません。

○集落営農組織が農業生産法人化した場合

集落営農組織が法人化した場合には、贈与税の納税猶予対象農地について、贈与税の納税猶予適用者が代表権を有する役員となり、一定の農業従事日数（農業従事日数150日以上、農作業従事日数60日以上）を満たした農業生産法人に使用貸借権を設定する場合に限り、贈与税の納税猶予の適用を受け続けることができます。ただし、農作業のすべてを委託した場合は適用を受けられなくなることは言うまでもありません。

○委託はあくまでも委託であり、経営の主宰者は委託者

認定農業者へ基幹3作業、販売権をする「特定作業受託」により委託する場合においても、作付計画、管理作業等、経営の主宰者は委託者側にあり、自ら農業を行なっているという自覚が重要となります。



華麗に咲き誇る水仙

フルーツラインに水仙が咲きました

昨年11月に平鹿町醸醸明沢地区の広域農道・雄平フルーツライン沿い果樹遊休農地に植え付けた水仙が咲きました。

この事業は、県と、地元明沢自治会、市、農業委員会、JA関係者が約5アールの農地に三千三百個の球根を植え付けしたもの。植え付け時期も遅かつたせいか、4月下旬から咲き始めました。

水仙の植え付けにより地域の景観も良くなり、付近を通るドライバーの目を楽しませました。また、今後は1年を通じて花が咲き誇る地域づくりにも計画しています。本年度も、この地区以外の雄平フルーツライン沿いに同事業を計画しており、農業委員会も積極的に参加してまいります。

農地の適切かつ有効的な利用増進と不法転用の防止等を図るために、農業委員会では、各地区において年3回の農地パトロールを計画しています。

農地パトロールを実施中



国営平鹿平野農業水利事業皆瀬頭首工の工事現場を視察する農業委員

農業委員会活動日誌



メリット

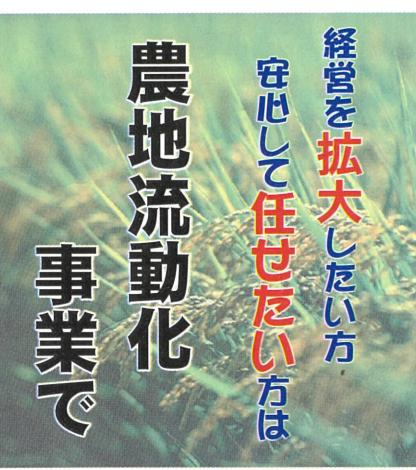
利用権設定とは、農地を貸したい農業者と、規模拡大を図りたい農業者との間に、安心して農地の貸し借りができる制度です。

小作契約をする上で、期間が定められています。また、期間満了に伴い市から通知が届き、再契約の有無を確認します。もし、再契約する意志がなければ、農地は出し手に自動的に返還されます。

■利用権設定

本年度からの品目横断的経営安定対策に伴い、耕地を計画的に増やしたいとしている農業者の皆さんが多くいると思います。

ここでは、前向きな農業者の皆さんに対し、有効な事業についてお知らせいたします。



農地流動化 事業で

申請要件

利用権設定は農業経営基盤強化促進法による事業であるため、一定を満たした農業者を対象としています。

- 出し手・受け手の双方が、転作達成者であること。
- 受け手が「横手市あつせん基準面積」到達者であること。

申請に必要な書類

- (出し手)**
- 印鑑
 - 「固定資産税台帳名寄帳の写し」
地域局市民生活課で交付
- (受け手)**
- 印鑑

手続き

地域局産業振興課で契約を行う。

※ 利用権設定する際は、あらかじめ、契約期間、小作料(借賃)を決めておくと契約がスムーズに行えます。

農林水産省では、本年度から3ヵ年を「集中改革期間」としており、担い手の育成・確保に取り組み、今まで以上に認定農業者の経営を応援できるよう、内容が拡充されました。

特に、本年度からの目玉事業についてお知らせいたします。

認定農業者に限定

秋田県農業公社 利用の農地売買

■実質無利子化のための 利子助成の拡大

農業経営の改善に伴い、資金が必要になるケースが多くあると思いますが、本年度からの3ヵ年は、この資金を借りる際、実質無利子となります。

農地保有合理化法人である秋田県農業公社を通じて農地を集積すると様々なメリットがあります。

○公社事業に参加できる。

○売買では、売り手に八百万控除など税法上の特典がある。

- 資金の使いみち**
- 農地の取得
 - 施設の整備・機械の取得
 - その他の経営費

※ 県農業公社を通した農地の集積は、受け手が認定農業者に限定されていますのでご注意ください。

融資限度

- 個人 1億円
- 法人 3億円

※5百万以下の融資は対象外です。

スープーレー資金

対象期間

平成19年4月1日から平成22年3月31日までに、融資決定されたものが対象となります。なお、返済が完了するまで、利子助成措置は継続されます。

- ※ 資金の融資申し込み方法等について
- ついては、地域局産業振興課にご相談ください。

特集 食育を考える

今、子どもが、「切れ
る」、「荒れる」、「糖尿病」、
「肥満」、「虫歯」、「食欲
不振」など、以前では考
えられない状況が子ども
を取り巻いています。こ
れは、便利で何ら不自由
なく、いつでも食べ物を
摂ることができた社会で、
食べ物への感謝や思いが
うすれつつあることに起
因しているのではないで
しょうか。併せて、日常
の生活習慣から影響を受
けているといわれており
ます。

食べ物に感謝し、おい
しく食べる子どもは、
「優しくて切れない」と

いわれており、食育の推
進は、こうしたことから
も必要であると思います。
何よりも、「食」を通じて
家族のふれあいを大切に
して規則正しい食生活を
していくことについて、
一人一人が今一度考えて
みるべきではないでしょ
うか。

今こそ「農」に学ぼう

「肥満」、「虫歯」、「食欲
不振」など、以前では考
えられない状況が子ども
を取り巻いています。こ
れは、便利で何ら不自由
なく、いつでも食べ物を
摂ることができた社会で、
食べ物への感謝や思いが
うすれつつあることに起
因しているのではないで
しょうか。併せて、日常
の生活習慣から影響を受
けているといわれており
ます。

作文コンクール作品 から感じたこと



農業体験として田んぼにナマズを放流する陸合小学校児童(十文字)

「食の乱れ」がいたましい事件にも結び
ついているとのことから、横手市農業委
員会は、子どもが自ら「食」について考
える習慣を身につけ、生涯を通じて健康
な食生活を実現することができるよう、
昨年度、小学5年生を対象に「横手食育
見聞録作文コンクール」を実施しました。

市内262名の児童から「食と農」に
関する様々な意見が寄せられ、この中で
注目すべきことは、児童は日常から学校
や家庭での農業体験や、テレビをとおし
て農業に対して関心を持つていてこと。
さらに家庭での和気あいあいとし食事を
通じて、家庭のだんらんの大切さについ
ても記しており、今後の食育活動に大き
なヒントを得たところです。

その一例をご紹介しますが、これは、
児童が学校、地域、自宅での経験を基に、
率直な気持ちを作文にしたものでし
す。

審査員が感動した作品より

○テレビで、過剰生産によりつぶさ
れていく野菜や、捨てる牛乳
を見て、ショックを受けました。
○世界にはもっと貧しい国がある
のに、日本は贅沢です。今まで
学校給食の食べ残しがあります
たが、これから全部食べるよう
にしたいです。

○心を込めて食べ物を作ってくれ
た農家の皆さんへ「ありがとうございます」と
言いたいです。

○おじいちゃん・おばあちゃんが一生懸命作ってくれた野菜は、とても
おいしいです。

○お母さんから、「農家の皆さんが
苦労して作ったお米を大切にし
よう」と教えられました。

規則正しい食生活は、「食事を通じて
親子の会話が進む」、「楽しい家族のだん
らん」、「食を通じての躊躇」を提供します。
そして大人になつても自らの健康に寄与
できることから、今後も、食生活を見つ
め直し、自然の

恵みに感謝しつ
つ「健康で、元
気な明るい家
庭」となるよう
な食育推進に心
がけて行きたい
と考えております。

家庭は食育の原点



時々、私たちをふるえさせる大きな事
件も、実は「食の乱れ」に起因している
ものもあると言われています。例えば、
親子による殺傷事件では、小さい頃から
きちんととした食生活をしていれば防げる
ものもあつたと指摘する専門家もいます。
もちろん、それがすべてではないにせよ、
規則正しい食生活がもたらすものは、
「体に良い」、「躊躇を身に付けることがで
きる」、「親子の貴重なコミュニケーションの場をつくる」とし、おのずと必要で
あることが分かります。また、今注目さ
れている「メタボリック症候群」からの
脱却や、医療費の節減にもつながつてい
くものと考えます。

農年で備えよう 豊かな老後に



農業者の皆さんの老後生活への不安を解消する方法の一つに、農業者年金制度があります。

農業者年金制度は、少子高齢化に即応した農業者の公的年金で、様々な優位性があります。是非、皆さんに加入していただきたく、メリットをお知らせいたし

- 税制の優遇措置を利用した節税効果があります

保険料は全額社会保険料控除の対象。

- 積立方式で安定した財政運営を行います

将来受給する年金原資は、自らが積み立てする方式とし、少子高齢化の進展にも対応。

- 積立金は安全かつ効率的に運用します

積み立てられた保険料は、農業者年金基金が一括して安全かつ効率的に運用。

- 80歳保証付きの終身年金です

加入者や受給者が不幸にも80歳まで死亡した場合には、80歳まで受け取るはずであった年金の現在価値相当額を死亡一時金として遺族の方が受給できます。

- 保険料を自由に選択できます

保険料を月額最低2万円から最高6万円まで選択。

JJA又は農業委員会へ

農業者年金への加入内容申込みやお問い合わせについては、

農業委員は、農業者の代表として、また地域の世話役として皆さんからのご意見・ご要望・ご質問に応えていきます。また、相談内容については、秘密を守りますので気軽にご相談ください。

こんな時は
農業委員に
お気軽に
ご相談ください！

相談内容



青空の下、稲穂を眺めていると、作況が気にかかる。上作であつてほしいと思う。農業の現状は厳しく、深刻だ。様々な補助金についても意見があるが、かつての農村の姿を維持できない現実にある。人口の半分が65歳以上の高齢者で占める集落を「限界集落」と呼ぶ。嫌な響きの言葉だ。一体いつからこうなつてきています。農業委員は適切な活動を行うため、次の相談をおこなっています。

こうした中、農業者との橋渡し役である農業委員の役割は、益々、重要なになってきています。農業委員は適切な活動を行うため、次の相談をおこなっています。

積み立てられた保険料は、農業者年金基金が一括して安全かつ効率的に運用。

一方、「食」に関する話題は実際に豊富である。後継者の見えない現実。農政に誤りはなかつたのだろうか。

夢をもつて取り組んでいる若い担い手のいる地域は幸いである。農業委員として果たす役割は多く、そして重い。稔りの秋を目前にして、農業委員の苦悩は続く……

編
集
後
記

情報策定委員
平鹿地区 飯野 正和

農政の動きをキャッチ! 全国農業新聞

● 発行日 每週金曜日
● 購読料 1ヶ月600円
● 申し込み先 農業委員会事務局または

